

4 移動支援事業実施要領

(目的)

第1条 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促進することを目的とする。

(実施の委託等)

第2条 市長は、移動支援事業の実施を、次の各号に掲げる事業者に委託するものとする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、居宅介護等個別給付のサービス提供を行う事業者

(2) 介護保険法（平成9年法律123号。以下この要領において「保険法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者であり、訪問介護等のサービス提供を行う事業者

2 移動支援事業実施の委託に係る単価は、別表のとおりとし、市長は委託事業者に対して、別表に掲げる金額から要綱第4条第1項第3号に規定する額を差し引いた額を支払うものとする。ただし、委託に係る単価に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて算定するものとする。

(対象者)

第3条 移動支援事業の対象となる者は、函館市に居住地を有する、屋外での移動に著しい制限のある者で、次の各号に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者のうち全身性障害者（法第5条第3項の重度訪問介護の支給決定を受けている者を除く。）

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上の者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上の者

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児のうち、全身性障害児、知的障害児、精神障害児

(事業内容等)

第4条 移動支援事業は、次項に規定する外出の際の移動を支援するものとし、実施方法は個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援（以下「サービス」という。）とする。

2 サービスの対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公的機関への用務のための外出

(2) 冠婚葬祭等社会生活上必要と認められる事由による外出

(3) 対象者の社会参加を促進するうえで、市長が必要と認める外出

3 サービスを提供する者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 削除

(2) 全身性障害者（児）へサービスを提供する者

「重度訪問介護従業者養成研修」および「全身性障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(3) 知的障害者（児）および前条で規定する精神障害者へサービスを提供する者

ア 介護福祉士

イ 「居宅介護職員初任者研修」および「障害者居宅介護従業者基礎研修」（平成25年4月1日以前「居宅介護従業者養成研修」）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ウ 「行動援護従業者養成研修」および支援費制度における「知的障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

エ 保険法第8条第2項に規定する政令で定める者

オ 「強度行動障害支援者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（利用の申請等）

第5条 移動支援事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請者およびその者の属する世帯の状況その他必要な事項について調査し、利用の可否、サービスの程度および内容について決定し、利用を認める決定をしたときは別記第2号様式の通知書により、利用を認めない決定をしたときは別記第3号様式の通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第6条 移動支援事業を利用することを認められた者（以下「利用者」という。）は、サービスの内容等を変更しようとするときは、別記第4号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更の可否を決定し、別記第5号様式の通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 利用者は、次に掲げる事項に該当する場合は、別記第6号様式の届出書により、市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の氏名および居住地等に変更があった場合

(2) 死亡、転出等により利用の廃止をする場合
(報告)

第8条 事業者は、移動支援事業の実施状況等を市長に報告するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。